

岐阜県建築行政マネジメント計画

【第4期】

令和8年4月

岐阜県建築行政マネジメント推進協議会

< 目 次 >

I 計画の位置付け

| | | |
|-----------|-------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | | 2 |
| 2 計画の策定主体 | | 2 |
| 3 計画期間 | | 2 |

II 計画策定に当たっての考え方

| | | |
|-----------------|-------|---|
| 1 対象範囲 | | 3 |
| 2 計画の公表 | | 3 |
| 3 取組みの見直しと継続的改善 | | 3 |

III 取り組むべき施策

| | | |
|-------------------------------|-------|----|
| 1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保 | | 4 |
| 2 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底 | | 5 |
| 3 違反建築物等への対策の徹底 | | 6 |
| 4 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保 | | 7 |
| 5 事故・災害時の対応 | | 8 |
| 6 消費者への対応 | | 9 |
| 7 執行業務体制の整備 | | 10 |

I 計画の位置付け

1 計画策定の趣旨

本県では、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について」（平成 22 年 5 月 17 日付国住指第 655 号）、「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について」（平成 27 年 2 月 20 日付国住指第 4428 号、令和 2 年 2 月 5 日付国住指第 3643 号）に基づき、建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保や、違反建築物等への対策の徹底などの建築物の安全・安心の確保のための施策を盛り込んだ岐阜県建築行政マネジメント計画（以下「マネジメント計画」）（第 1 期～第 3 期）を策定し、鋭意取り組んできた。

こうした取組により、各建築関係機関への指導・監督の徹底、定期報告率の向上等については一定の成果を上げることができた。一方、違反建築物への対策、建築物の適切な維持管理を通じた安全性の確保、事故・災害への対応等は、今後も継続的に取り組む必要がある。

この度、建築基準法や建築士法の改正をはじめ社会情勢の変化を受けての諸制度の見直し等に対応するため改定された国の指針を基に、ここに第 3 期の取組状況を踏まえ、必要な見直しを行い、引き続きマネジメント計画に基づく各施策を実施することとする。

2 計画の策定主体

県、特定行政庁及び関係機関・団体を構成員とする「岐阜県建築行政マネジメント推進協議会」（以下「推進協議会」という。）

〔岐阜県建築行政マネジメント推進協議会の構成〕

■ 県

岐阜県（建築指導課、公共建築課、住宅課）

■ 特定行政庁

岐阜県（岐阜・西濃建築事務所、中濃建築事務所、東濃建築事務所、飛騨建築事務所）
岐阜市、大垣市、各務原市、高山市、多治見市、可児市

■ 関係機関

岐阜県建築審査会、岐阜県建築士審査会、岐阜県警察本部、岐阜県消防長会、
（株）確認サービス、（株）ぎふ建築住宅センター、（株）西日本住宅評価センター、
（有）みの建築確認検査センター

■ 関係団体

（公社）岐阜県建築士会、（一社）岐阜県建築士事務所協会、（一社）岐阜県建築工業会

3 計画期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間

Ⅱ 計画策定に当たっての考え方

1 対象範囲

マネジメント計画は、建築基準法、建築士法に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とする。

2 計画の公表

- ・ 県のホームページ（以下「HP」）等で広く公表し、理解と協力を求める。
- ・ 目標達成状況については、前年度の実績を毎年度当初にとりまとめた上で検証を実施し、当該目標達成状況を公表する。

3 取組の見直しと継続的改善

- ・ 目標達成状況を踏まえて、適宜、取り組むべき施策の見直しを行う。
- ・ 計画期間中であっても必要に応じてマネジメント計画の見直しを行うなど、継続的な改善を図る。

Ⅲ 取り組むべき施策

() は主として取り組む者を示す

1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

(1) 迅速かつ適確な確認審査等の徹底（県・特定行政庁・指定確認検査機関）

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な審査等を推進する

- ア 確認審査等に関する指針（平成 19 年国土交通省告示第 835 号）に基づき、円滑かつ適確な確認審査及び構造計算適合性判定を実施する。
- イ 審査の進捗状況や審査日数を短縮できる事項等を把握することで、審査等の迅速化を推進する。
- ウ 確認審査等において、建築士のデータベースの活用等により、設計者の適格性を確認する。
- エ 日本建築行政会議や岐阜県建築行政連絡会にて、確認審査等における課題及びその対応を把握することにより、審査の円滑化を図る。
- オ 岐阜県建築基準法運用指針等の各種指針の適切な見直しを行うとともに、建築基準法に関する講習会や職場研修等への参加による審査担当者の審査能力向上に取り組む。

(2) 中間検査・完了検査の徹底（県・特定行政庁・指定確認検査機関）

建築物の安全性確保と違反建築物の発生を防止するため、施工時に建築基準関係規定への適合を確保することが重要である。このため、中間検査及び完了検査の更なる徹底を図る。

さらに、業務効率化・生産性向上を通じ、より適確な検査の実施を図るため、リモート検査の積極的な導入に努める。

- ア 特定行政庁は、検査未申請の建築物に対して、中間検査及び完了検査を受けるよう督促等を実施するとともに、未受検の建築物の建築主及び工事監理者から報告を徴収し、必要に応じて立入検査を実施する。
- イ 工事監理の実態を把握し適正な工事監理を促すため、中間検査・完了検査時における工事監理者の立会の徹底を図る。
- ウ 完了検査・中間検査手続きの必要性や重要性について、各種窓口やHPの活用などにより建築主や所有者への周知を徹底する。
- エ 業務効率化に向け、リモート検査を推進する。

(3) 工事監理業務の適正化とその徹底（県・特定行政庁・指定確認検査機関）

建築施工時における適法性の確保の観点から、工事監理者が適正に選定され、当該工事監理者による工事監理が適切に行われることが重要である。このため、工事監理業務の適正化とその徹底のための取組を行う。

- ア 建築確認申請時において工事監理者の選定を促し、未選定の場合は工事着手前に建築主に督促を行う等、工事監理者選定の徹底を図る。
- イ 建築工事現場への立入検査や完了検査等の機会を捉え、工事監理の状況を確認するとと

もに、工事完了申請における工事監理の状況欄への具体的な記載を徹底させる。

ウ 国が策定した工事監理ガイドライン、基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン及び賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドラインの周知を図るとともに、活用を徹底する。

エ 工事監理の必要性や重要性について、建築主に対する意識啓発を行う。

(4) 仮使用認定制度の適確な運用（県・特定行政庁・指定確認検査機関）

従来から仮使用承認制度を運用している特定行政庁及び、平成26年の建築基準法改正において新たに仮使用認定制度で認定主体となる指定確認検査機関が、仮使用認定制度を適確に運用し、仮使用される建築物の安全確保の徹底に取り組む。

ア 安全上、防火上及び避難上支障がないことについて適確に審査するとともに、施工中に使用されている建築物の安全確保の徹底に取り組む。

イ 特定行政庁、指定確認検査機関及び消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保に取り組む。

(5) 建築確認申請等の電子化の推進（県・特定行政庁・指定確認検査機関）

県民の利便性の向上及び建築行政事務の効率化のために、建築行政手続きの電子化等を推進する。

【目標】 建築確認申請等の電子化の推進

ア 各種手続の一層の効率化に向け、建築確認の電子申請の受付や確認審査報告の電子化への対応を進める。

イ 建築関係手続における書面、押印、対面の必要性を検証し、見直しを行う。

2 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底（県・特定行政庁）

建築確認検査の主要な役割を担う指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関における適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定を確保するため、指定確認検査機関等に対する指導・監督を徹底する。

ア 県知事指定確認検査機関の処分基準の厳格・適正な運用を図り、指導・監督や処分を徹底する。

イ 県知事指定確認検査機関や県知事委任指定構造計算適合性判定機関への定期的な立入検査・指導を行うとともに、適宜、確認申請書等の抜き取り調査を実施する。

また、確認審査業務等に疑義がある場合は、必要に応じて指定権者と連携して、特定行政庁による指定確認検査機関や県知事による指定構造計算適合性判定機関への立入検査を実施する。

ウ 指定確認検査機関や指定構造計算適合性判定機関の業務に疑義を認めた場合は、速やかに指定権者に情報を提供する。

また、県が処分をした場合は、県をはじめ確認業務の権限を有する特定行政庁のHP等に、処分を受けた指定確認検査機関や指定構造計算適合性判定機関の処分履歴等を公表する。

(2) 建築士及び建築士事務所に対する指導・監督の徹底（県）

適切な設計及び工事監理を通じた建築物の安全性確保のため、建築士及び建築士事務所に対する適確な指導・監督を徹底する。

- ア 建築士及び建築士事務所の処分基準の周知及び適正な運用を図るとともに、これに基づき指導・監督や厳正な処分をする。
- イ 前年度に新規登録を行った建築士事務所重点を置いた立入計画を立て、計画的な立入検査を実施するとともに、違反建築物や検査未申請建築物に関与した建築士事務所に対しても立入検査を実施する。
- ウ 様々な窓口における注意喚起等により、管理建築士講習、建築士の定期講習の受講について周知徹底を図る。
- エ 必要な通知や督促、立入検査での指導を行うことにより建築士事務所の業務報告書の提出の徹底を図り、業務の実態を把握した上で適切な指導・監督を実施する。
- オ 建築士の法令遵守意識の向上を図り、新たな違法行為を防ぐため、HP等で建築士及び建築士事務所の処分履歴等を公表する。

3 違反建築物等への対策の徹底

(1) 違反建築物対策の徹底（県・特定行政庁）

診療所、認知症高齢者グループホーム、ホテル、未届有料老人ホーム、個室ビデオ店等における火災を踏まえて、国民の生命、健康及び財産を保護するため、警察、消防、福祉等の関係機関と連携し、違反建築物の実態を把握するとともに違反建築物対策を計画的かつ強力で推進する。

【目標】 違反建築物に対する継続的指導の徹底

- ア 違反建築物の実態を把握するため、指定確認検査機関や他法令所管部局と情報交換等の協力体制を整備し、違反建築物対策を計画的かつ着実に推進する。
- イ 工事中の建築物を対象とした定期パトロールを実施し、建築基準法及び関係法令違反の指導及び改善に努める。
- ウ 確認審査及び完了検査等で違反の予見可能性が高いと判断される建築物については、工事完了後においても情報収集に努め、継続的な監視を行う等により違反発覚時の早期指導に備える。
- エ 違反建築物に対し、改善されるまで継続的に指導を行うとともに、事例を蓄積し、類似する事案への対応に備える。また、特定行政庁が相互に情報交換できる体制を整える。
- オ 違反建築物に関与した建築士や建築士事務所に対して、事情聴取や査察を実施するなど迅速な指導監督を行うとともに、必要に応じて適正な処分を行う。
また、違反建築物に関与した建設業者、宅建業者等については、特定行政庁から適宜情報を受け、担当部局による必要な措置を促す。

(2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底（県・特定行政庁）

建築確認等の必要な手続きが行われていない違法設置エレベーターについては、情報の受付窓口を設置するとともに労働基準監督署との連携を図り、違法設置エレベーターに係る情報を把握した場合、所要の措置を講じるよう徹底する。

ア 違法設置昇降機の実態を把握するため、労働安全衛生法により昇降機の情報把握している労働基準監督署と情報交換等の協力体制を確立し、違法設置昇降機対策を計画的かつ着実に推進する。

イ 違法設置昇降機に係る是正・指導を徹底することにより、事例を蓄積し類似する事案への対応に備えるとともに、特定行政庁が相互に情報交換できる体制を整える。

4 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保（県・特定行政庁）

建築基準法第12条に基づく定期報告の徹底により、建築物の損傷、腐食その他の劣化等を適確に把握するとともに、その結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用する。

また、防火設備、昇降機・遊戯施設、建築設備についての安全性確保を促進する。

さらに、業務効率化・生産性向上を通じ、より適確な検査・調査の実施を図るため、電子メールやシステム等による報告を可能とし、電子による台帳整備、定期報告のオンライン化により実効性が上がるよう取り組む。

| | | |
|---------------|-----------------------------|--------------|
| 【目標】 1 | 計画期間における建築物の定期調査報告率 | 80%以上 |
| 2 | 計画期間における防火設備の定期検査報告率 | 75%以上 |

ア 定期報告が必要な建築物等にあつては、建築確認申請や提出を受けた定期報告書等から対象建築物等の正確な情報の把握に努め、様式を統一した台帳を整備した上で、既存台帳の更新等、適切な保守を行う。

イ 所有者等に対し、事前に定期報告を行うよう通知する。指定期間内に報告がない所有者等に対し督促を行い、再三の督促等にもかかわらず報告が行われなかった場合には立入検査の対象とする。

ウ 所有者等に対し、パンフレット、ポスター及びHP等により制度のPRを行うとともに、推進協議会構成員をはじめ、関係団体等と連携し、所有者等への制度周知の徹底を図る。

エ 定期報告で把握した「要是正」の内容については、是正指導の徹底を図る。なお、必要に応じて立入検査等を実施する。

オ 未報告建築物等の実態を把握するため、他法令により建築物の情報を把握している消防部局等（昇降機及び遊戯施設は、中部ブロック昇降機等検査協議会）と情報交換等の協力体制を強化し、未報告対策を計画的かつ着実に推進する。

カ 業務効率化に向け、定期報告受付等のためのシステム整備を推進する。

(2) 建築物に係るアスベスト対策の推進（県・特定行政庁）

アスベスト対策の喫緊性に鑑み、飛散性アスベストを有する建築物に係るデータベースの充実を図るとともに、建築物所有者によるアスベスト改修を促進する。

ア 大規模建築物を対象とした使用実態把握調査の結果を踏まえ、調査報告が提出されていない建築物の所有者等に対し、補助制度を活用するなどして早急に調査し報告するよう督促する。

イ 吹付アスベストが露出して使用されていることが明らかになった建築物のうち、対策等が取られていない建築物の所有者等に対し、飛散防止のための措置が行われることの必要性について周知徹底を図るなど、フォローアップを確実に実施する。

ウ 建築物に係るアスベスト対策について、所有者等からの問合せに対し適切に対応できるよう、窓口を設け相談体制を維持する。

(3) 既存建築ストックの安全性の向上と有効活用（県・特定行政庁・指定確認検査機関）

既存不適格建築物については、所有者等がその危険性に対する認識が十分でなく、改修等が進められていない状況に鑑み、法制度の周知徹底、特に危険な既存不適格建築物に対する改修指導の実施等を行う。

ア 既存不適格建築物に対応する法制度や施策について周知徹底を図る。

イ 特に危険な既存不適格建築物に対して、市町村と連携を図り改修指導を実施する。

ウ 既存建築物の現況調査ガイドラインの有効活用等を図る。

5 事故・災害時の対応

(1) 事故対応（県・特定行政庁）

建築物に関する事故発生時において、警察、消防等との連携による迅速かつ適確な事故対応を行う。

ア 警察、消防等の他法令所管部局と連携し、調査実施、原因究明、再発防止策の検討を行う。

併せて、国土交通省に対し、類似施設の事故を未然に防止する観点から、速やかに事故情報の提供を行う。

イ 事故発生後は、類似施設の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて事故物件の立入調査と、類似施設の緊急点検等を迅速かつ適確に実施する。

また、必要に応じ製造メーカーの工場等に対しても立入検査を実施する。

ウ 類似施設で実施した緊急点検の結果を受け、事故防止のための措置が行われることの必要性について周知徹底を図るなど、フォローアップを確実に実施する。

エ 県内の特定行政庁で事故情報の共有を図り、その後の事故防止に努める。

(2) 災害対応（県・特定行政庁・関係団体）

地震発生後、被災した建築物が余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの応急危険度判定を実施するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアルに基づき、「岐阜県建築物地震対策推進協議会」（構成員：県、市町村、関係団体）において、事前に体制の整備を図る。

【目標】 被災建築物応急危険度判定士の確保

岐阜県建築物地震対策推進協議会で定める目標数値以上

- ア 被災建築物応急危険度判定士の登録者数を維持できるよう努める。併せて、被災宅地危険度判定士の確保にも努める。
- イ 応急危険度判定の実施に当たり、市は判定を円滑に実施するため、判定コーディネーターを継続的に養成するとともに、県は必要に応じて支援を行う。
- ウ 災害状況の把握、判定士への参集依頼、都道府県への支援要請など、情報伝達が確実に見えるよう、定期的に連絡訓練を実施するなどして連絡体制の強化に努める。
- エ 迅速かつ円滑な判定を実施するため、被害想定に基づき、判定実施区域、判定対象とすべき建築物等の数及び必要とされる判定士並びに判定コーディネーターの数等を把握し、判定活動の作業手順を規定した震前実施計画（市町村が作成するもの）及び震前支援計画（県が作成するもの）について適切な時点更新を行うとともに、組織内の周知徹底を図る。
また、判定活動に必要な判定資機材の事前準備を徹底する。

6 消費者への対応

消費者庁の設置をはじめ消費者問題への意識が高まっており、建築物についても安全・安心に関する様々な相談や苦情が寄せられていることを踏まえ、建築行政においても消費者関係部局との連携等、消費者への適切な対応、情報提供等を行う。（県・特定行政庁）

- ア 消費者関係部局・消費者相談窓口との連携を密にし、互いに建築基準法等に関するトラブル、意見等の把握に努め、建築に関する相談等の対応に役立てる。
- イ HP、広報紙、パンフレット等による消費者に対する建築に関する情報提供を拡充する。
- ウ 相談窓口を設置し、建築基準法等に関する苦情処理の体制整備に努める。

7 執行業務体制の整備

(1) 内部組織の執行体制（県・特定行政庁・指定確認検査機関）

具体的施策を遂行するための効果的な執行業務体制や、業務に必要な執行体制の構築及び建築主事・建築副主事や確認検査員・副確認検査員、建築監視員、建築指導担当者の将来の配置状況を踏まえた執行業務体制を維持するため、人材育成を進める。

ア 県をはじめとする特定行政庁の実情を踏まえ、指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関との役割分担を前提に適確な確認審査が執行できる体制の構築に努める。また、岐阜県建築基準法運用指針等、各種指針の適切な見直しを行う。

イ 特定行政庁及び指定確認検査機関による建築確認審査研修の実施や各種研修会への参加による担当者の審査能力向上に取り組む。

また、建築基準適合判定資格者検定の早期合格に向け、研修への参加を支援する。

ウ 指定登録機関及び指定事務所登録機関による建築士や建築士事務所の登録事務の適正な執行を確保するとともに、建築士や建築士事務所の指導・監督業務を適確に行うための執行体制の構築に努める。

(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化（県・特定行政庁・指定確認検査機関）

平成 30 年建築基準法改正により、法第 6 条第 1 項第 1 号の特殊建築物のうち当該用途に供する床面積の合計が 100m² 超 200m² 以下のものに用途変更する際の確認申請が不要となったこと等をうけ、更なる建築物等の安全確保を推進するため、推進協議会の構成員のみならず関係機関・団体と連携し、施策を推進する。

また、日本建築行政会議、岐阜県建築行政連絡会等、各種協議会と連携し、情報の共有化を図る。

(3) データベースの整備・活用（県・特定行政庁）

適確な建築行政の推進のために、建築物等に係る情報の蓄積、整理、管理のための各種データベースの整備を進め、建築確認検査をはじめとする建築物等に係る情報の適確な把握に努める。

データベースの整備・活用により、適宜、建築物の実態把握を行うとともに、既存建築物の安全対策や違反建築物への対策の検討を行う。

建築行政手続の電子化の推進と合わせ、書類の閲覧事務等のオンライン化の検討を行い、確認業務や建築指導業務の効率化を図る。